



四條畷市住宅・建築物

耐震改修促進計画【改定】 概要版

計画改定の背景と目的

- 本市では、平成20年3月に『四條畷市住宅・建築物耐震改修促進計画（以下、「前回計画」）』を策定し、市庁舎や小中学校等の防災拠点となる建築物の計画的かつ効果的な耐震化の推進や、民間の住宅・建築物の耐震化の促進に向けて取り組んできました。
 - しかし、近年、東日本大震災等の大規模地震の続発や、南海トラフ巨大地震が今後30年以内に70%程度の確率で発生すると予想されることから、住宅・建築物の地震災害に対する安全性のより一層の向上が必要となっています。
- ⇒従来から取り組んできた施策による効果を踏まえた見直しを図りつつ、耐震化率の新たな目標値を設定し、『四條畷市住宅・建築物耐震改修促進計画』を改定しました。

計画期間と対象建築物

◇計画期間

- 本計画の計画期間は、平成29年度から平成37年度までとします。

◇対象建築物

- 現行の耐震基準は「新耐震基準」と呼ばれており、昭和56（1981）年6月1日に建築基準法施行令を改正し、旧来の基準に比べて耐震性の向上が図られています。
- 昭和56（1981）年5月31日以前の「旧耐震基準」の住宅・建築物は、耐震性が不十分な可能性があると考えられています。

⇒本計画では、「旧耐震基準」で建築された住宅・建築物のうち、次の2つを対象とします。

- 「住宅」
- 「耐震改修促進法第14条各号に規定される特定既存耐震不適格建築物（民間建築物、市有建築物）」

地震による被害想定

- 本市に最も大きな被害をもたらす可能性が高い生駒断層系地震及び近い将来、高い確率での発生が予測されている南海トラフ地震について、以下のとおり被害規模を想定しています。

想定地震		生駒断層系 (H19.3 大阪府想定)	南海トラフ (H25.8 大阪府想定)			
地震規模 (マグニチュード)		7.0~7.5	9.0~9.1			
震度(市域)		6強~6弱	6弱~5強			
		(被害の要因)		揺れ	液状化	急傾斜地崩壊
建物被害	全壊	4,191棟	136棟	690棟	1棟	
	半壊	3,480棟	1,289棟	1,914棟	2棟	

耐震化の現状

- ・前回計画において平成 27 年度までに耐震化率 90%という目標を設定し、支援策を講じるとともに、耐震化に関する啓発・知識の普及等に取り組んできました。

	前回計画 平成 19 年度	目標 平成 27 年度	現在 平成 27 年度	達成状況
住宅	72.7%	90.0%	79.5%	未達成
特定既存耐震 不適格建築物	—	—	—	—
民間	72.7%	90.0%	92.6%	達成
市有	60.0%	90.0%	97.8%	達成

耐震化の目標設定

- ・各対象建築物について設定した耐震化の目標は以下のとおりです。

◇住宅の耐震化の目標

	平成 27 年度	平成 37 年度	
		傾向からみた推計値	目標値
住宅	総数 21,164 戸 耐震性を満たす 16,834 戸 (79.5%) 耐震性が不十分 4,330 戸 (20.5%)	総数 22,041 戸 耐震性を満たす 18,900 戸 (85.7%) 耐震性が不十分 3,141 戸 (14.3%)	総数 22,041 戸 耐震化目標 20,939 戸 (95.0%) 要 耐震化戸数 2,039 戸以上

◇特定既存耐震不適格建築物（民間）の耐震化の目標

	平成 27 年度	平成 37 年度
住宅	総数 108 棟 耐震性を満たす 100 棟 (92.6%) 耐震性が不十分 8 棟 (7.4%)	目標値 95.0%

◇市有建築物の耐震化の目標

- ・耐震改修を行っていない特定既存耐震不適格建築物（1 棟）は、市の上位・関連計画との整合・連携を図り、除却や集約化による建替えを含めて対策を検討します。
- ・特定既存耐震不適格建築物以外の市有建築物は、従前からの市民の生命・財産を守るという耐震化に加え、経済活動等を守るという観点から耐震化に取り組めます。

目標達成に向けた基本的な方針

- ・これまでの取組みの経過を基盤としながら、目標の達成に向けての基本的な方針は以下のとおりです。

基本方針 1 耐震化の必要性の普及啓発

基本方針 2 耐震化に取り組みやすい環境づくり

基本方針 3 耐震化を促進するための支援の実施

基本方針 4 個別事情に対応しやすい仕組みづくり

基本方針 5 関連する安全対策の実施

基本方針 6 市有建築物の耐震化

目標達成に向けた役割分担

①建物所有者

- ・住宅・建築物の所有者が自発的・自主的に取り組むことを基本とします。

②本市・大阪府

- ・市有建築物の耐震化を実施するとともに、耐震化を先導する役割から、庁内関係各課や大阪府と連携しながら、本計画の施策を推進しています。
- ・特に、住宅・建築物の所有者の自発的・自主的な取組みを促すため、情報提供や負担を軽減するための仕組みづくりを進めます。

③関係団体や企業、NPO法人等

- ・社会的責務を有することを認識し、住宅・建築物の所有者から信頼される取組みを実施するものとします。

④地域の自治会等

- ・大阪府や市と連携しながら、地域の安心安全な防災まちづくりに積極的に取り組み、その活動を通じて、地域住民に耐震改修の意義や必要性について意識啓発を図ります。